

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

年金の併給又は選択について

1人1年金が原則です

公的年金では、国民年金、厚生年金保険、共済組合等から、2つ以上の年金をうけられるようになったときは、いずれか1つの年金を選択することになります。

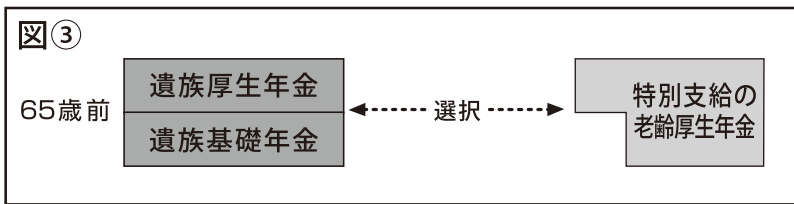
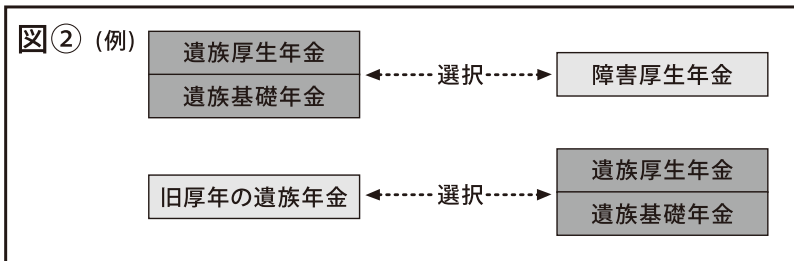
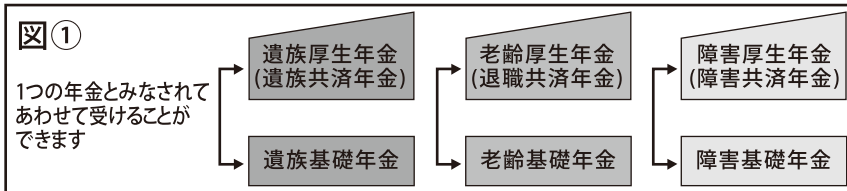
国民年金は全国民に共通の基礎年金が支払われ、厚生年金保険と共済組合等は基礎年金に上乗せして年金が支払われる制度です。この制度により支払われる「遺族基礎年金と遺族厚生年金」、「老齢基礎年金と老齢厚生年金」、「障害基礎年金と障害厚生年金」などは、同じ事由で支払われるため、1つの年金とみなされ、あわせて受けることができます。(図①)



支給事由が異なる2つ以上の年金はいずれか1つを選択することになります

支給事由が異なる2つ以上の年金を受けられるときには、ご本人がいずれか1つの年金を選択することになります。(図②)

また、今まで「遺族基礎年金と遺族厚生年金」を受けていた人が、60歳になって特別支給の老齢厚生年金などを受けられるようになったときには、遺族給付と老齢給付をあわせて受けることはできませんので、いずれかを選択することになります。(図③)



■お問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570-0511165

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-2711611
年金相談の予約など

☎0166-7215004
役場税務住民課年金担当

☎4-2511
内線116・117

☆4-251103

お知らせ

「下川町都市計画マスタープラン(都市マス)を策定しました」

現行の都市マスは、平成15年3月に策定されたもので、それから16年が経過し、少子高齢化に伴う人口減少、産業構造や社会情勢の変化に対応するまちづくりを進める必要があることから、平成

29・30年度の2か年で見直しを行い、新たに策定をしました。

策定作業にご参加いただいた町民検討委員のみなさん、アンケートにご協力いただいたみなさん、本当にありがとうございました。

新しい都市マスは、町の情報コーナー(役場、公民館、ハピネス)に設置してあるほか、町のホームページにも掲載していただきますので、ご覧ください。

■お問い合わせ

建設水道課
☎4-2511

内線254
☆4-251106

